

令和6年度 第5回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日 時 令和6年11月1日（金） 10:00～10:20

2. 場 所 富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員 長尾会長、両角委員、堀岡委員
労働者代表委員 石田委員、大森委員、黒川委員、鈴木委員
使用者代表委員 寺山委員、江下委員、森口委員
事 務 局 小島労働局長、倉重労働基準部長、
成田賃金室長、佐竹賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 特定最低賃金の改正決定について
- (2) 特定最低賃金専門部会の廃止について
- (3) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[佐竹賃金室長補佐] 定刻となりましたので、令和6年度第5回富山地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

本日は公益代表委員の高倉委員、柳原委員、労働者代表委員の山本委員、使用者代表委員の八田委員、和田委員が御欠席ですが、定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、特定最低賃金の名称ですが、会議次第の欄外に記載しております略称を適宜使用させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行を長尾会長にお願いいたします。

[長尾会長] それでは、議事に入ります。

まず、議事1の特定最低賃金の改正決定についてですが、去る8月21日に諮問のあった3件の特定最低賃金の改正決定について、10月29日までに専門部会における審議が結審し、本審議会に報告文が提出されております。

事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 今年度、各専門部会からの特定最低賃金改正決定に係る報告について説明いたします。

初めに金額改正以外の改正についてです。

いずれも日本標準産業分類の改定に伴うもので、適用範囲等への影響は一切ございませんが、富山県百貨店、総合スーパー最低賃金につきましては、第4回本審でも説明いたし

ましたとおり、日本標準産業分類の名称が変更されたことに伴い、特定最低賃金の名称を富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金と変更しております。

また、資料No.2-1 富山県一般機械・自動車部品製造業最低賃金の改正決定に関する専門部会報告を御覧ください。こちらの別紙の2(8)の文章中に管理、補助的経済活動とありますが、この管理の後、これまでカンマであったものが、日本標準産業分類の表記変更に合わせて読点に変更しております。

同様の文言が3件の特定最低賃金すべてで用いられており、同様に変更しております。

それでは金額改正に関して説明いたします。

資料、戻りまして、資料No.1を御覧ください。こちらは、各最低賃金の改正決定について諮問のあった8月21日から、効力の発生予定日までの改正状況をまとめたものです。

まず、一番左の一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会について御報告いたします。

同専門部会は、10月2日、24日、29日と3回開催し、10月29日の第3回専門部会において全会一致で議決・結審し、審議会あて報告を受けております。

また、全会一致での議決ですので、第4回本審で議決された特定最低賃金審議運営事項の記の3(2)並びに、最低賃金審議会令第6条第5項に定める専門部会の決議をもって審議会の決議とするという規定を適用して、同日付けで本報告と同じ改正内容を富山労働局長あて答申しております。

答申した改正額は、現行額から40円引上げ、1時間1,035円です。

この答申を受けまして、富山労働局長は10月29日付けで答申要旨及び異議申出について公示しております。

異議申出締切日は11月13日(水)で、この日までに異議申出がない場合は、答申のとおり改正決定し、順調に手続が進みますと、官報公示日は11月27日(水)、発効日は12月27日(金)となる予定でございます。

専門部会報告は資料No.2-1、答申文は資料No.2-2として配付しておりますので、御確認ください。

次に、資料No.1の真ん中、電気機械器具製造業最低賃金専門部会について御報告いたします。

同専門部会は、10月1日、9日、28日と3回開催し、10月28日の第3回専門部会において全会一致で議決・結審し、審議会あて報告を受けております。

また、全会一致での議決ですので、一般機械・自動車部品製造業最低賃金と同様に、同日付けで部会報告と同じ内容で答申しております。

答申した改正額は、現行額から51円引上げ、1時間1,002円です。

この答申を受けまして、富山労働局長は10月28日付けで答申要旨及び異議申出について公示しております。

異議申出締切日は11月12日(火)で、この日までに異議申出がない場合は、答申のとおり改正決定し、順調に手続が進みますと、官報公示日は11月26日(火)、発効日は12月26日(木)となる予定でございます。

専門部会報告は資料No.3-1、答申文は資料No.3-2として配付しておりますので、御確認ください。

最後に、百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会について御報告いたします。

同専門部会は、9月30日、10月22日、28日と3回開催し、10月28日の第3回専門部会において全会一致で議決・結審し、審議会あて報告を受けております。

また、全会一致での議決ですので、他の特定最低賃金と同様に、同日付けで部会報告と同じ内容で答申しております。

答申した改正額は、現行額から48円引上げ、1時間1,003円です。

この答申を受けまして、富山労働局長は10月28日付けで答申要旨及び異議申出について公示しております。

異議申出締切日は11月12日（火）で、この日までに異議申出がない場合は、答申のとおり改正決定し、順調に手続が進みますと、官報公示日は11月26日（火）、発効日は12月26日（木）となる予定でございます。

専門部会報告は資料No.4-1、答申文は資料No.4-2として配付しておりますので、御確認ください。

事務局からの説明は以上となります。

[長尾会長] 今ほどの専門部会報告のとおり、すべての専門部会において全会一致で結審したとのことでございます。各専門部会の部会長をはじめ審議に携わられた委員の皆様への御労苦に対し、本審議会を代表して深く感謝申し上げます。

ただ今の専門部会報告につきまして、御意見や御質問等がございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見や御質問がないようですので、続きまして、議事2の特定最低賃金専門部会の廃止についてですが、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 各特定最低賃金専門部会運営規程第8条では専門部会は、富山県特定最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止すると規定されております。

ただし、最低賃金審議会令第6条第7項では最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するものとする規定され、審議会の議決が要件とされています。

運用上、あらかじめ議決することも認められておりますので、運営規程に則って3件の特定最低賃金に係る異議申出期間の締切日までに異議申出がなければ、その翌日をもって各々の専門部会を廃止することについてお諮りしたいと存じます。

以上です。

[長尾会長] ただ今の事務局説明のとおり、3件の特定最低賃金について異議申出の締切日までに異議申出がなければ、その翌日をもって専門部会を廃止することといたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 御異議がないようですので、各専門部会につきましては、異議申出締切日までに異議申出がなければ、その翌日をもって廃止することを本審議会の決議といたします。

[佐竹賃金室長補佐] ここで、3件の特定最低賃金改正決定の答申を頂きましたことにつきまして、富山労働局長から御挨拶申し上げます。

[小島労働局長] 本日、3件の特定最低賃金の改正決定に関する答申状況につきまして、御報告をいただきましたので、一言、御礼申し上げます。

3件の特定最低賃金の改正決定につきましては、8月21日に改正諮問して以来、各専門部会長をはじめとしまして、各専門部会委員の皆様方には、大変お忙しい中、公・労・使、それぞれのお立場から、真摯に調査、審議いただきまして、最後まで合意形成に向けた御努力の結果、いずれの部会においても全会一致で結審し、いずれの特定最低賃金も年内に発効する見通しとなりました。

改めまして、これまでの皆様方の御苦勞に敬意を表する次第でございます。

労働局といたしましては、今後、異議申出、官報公示など、改正決定に向けた諸手続きを万全に行い、改正決定後は、改正額に関しまして、労働局をはじめ、労働基準監督署、またハローワークなどにおきましても、積極的、かつ、効果的な周知を図ってまいりますので、各委員の皆様方におかれましても、それぞれのお立場で、改正最低賃金をはじめ、賃金引上げに向けた各種支援策の周知に関する御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、御礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

[長尾会長] ありがとうございました。

それでは、議事の3のその他ですが、何かございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 事務局からは、何かございますか。

[成田賃金室長] 事務局から、今後の審議予定について説明させていただきます。

資料No.8として令和6年度富山地方最低賃金審議会開催状況を配付させていただいておりますので御覧ください。

今後につきましては、一番下の欄のとおり来年3月に第6回本審を開催させていただく予定としております。審議事項は、特定最低賃金改正意向表明及び確認を予定しております。

特定最低賃金改正意向表明につきましては、例年2月末までに御提出いただいております。今後、第6回本審の日程調整をさせていただきますが、改正の申出等、検討されてい

る場合は、意向表明の御準備もよろしく申し上げます。
以上です。

[長尾会長] 今ほどの事務局説明について、御意見、御質問はございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 特にないようであれば、特定最低賃金は関係委員の合意が基本となりますので、申出を検討されている場合は、2月末までに特定最低賃金改正意向表明が提出されるよう御準備をお願いするとともに、関係労使当事者間の意思疎通をお願いします。

それでは、本日の審議はこれで終了といたします。

本日の議事録確認担当委員には、私のほか、
労働者代表委員から、石田委員
使用者代表委員から、寺山委員
をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、石田委員と寺山委員には、後日、議事録に御確認をいただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

本日の審議は以上で終了といたします。お疲れ様でした。